

# 海外旅行保険

## <別紙特約一覧>

「海外旅行保険」パンフレットに記載している特約の他に、下記の特約をご用意しています。詳しくは、「海外旅行保険のご案内(ご契約のしおり(普通保険約款・特約))」等をご確認ください。下記の特約についてセットをご希望される場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約名の後に **A**、**B** がある場合および **補償重複** マークがある特約をセットされる場合については、「海外旅行保険パンフレット」のP.03をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害治療費用補償特約 <b>B</b>	傷害治療費用保険金 <b>補償重複</b>	<p>責任期間中のケガのため、治療<sup>※1</sup>を受け、被保険者が治療費用を負担した場合</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>治療費用の額</p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、</p> <p>① 医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料<sup>(*)</sup>を含みます。)</p> <p>② 治療のために必要な通訳雇入費用、交通費</p> <p>③ 義手、義足の修理費</p> <p>④ 入院のため必要となった次の費用。ただし、1回のケガにつき次の金額が限度となります。</p> <p>ア. 国際電話料等通信費(20万円)</p> <p>イ. 身の回り品購入費(5万円)</p> <p>⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費<sup>(*)</sup></p> <p>⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>(注1) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)に関する治療費用は対象外となります。</p> <p>(注2) 1回のケガにつき、傷害治療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 「補償対象とならない運動等」<sup>(*)</sup>を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。</p> <p>(*) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。</p> <p>(*) 「海外旅行保険」パンフレットのP.11「補償対象とならない運動等」をご確認ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心身喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>⑦ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの<sup>※2</sup></p> <p>⑩ 乗用具を用いて競技等をしている間</p> <p>⑪ 旅行開始前、終了後に被ったケガ</p> <p>など</p>
疾病治療費用補償特約 <b>B</b>	疾病治療費用保険金 <b>補償重複</b>	<p>次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合</p> <p>① 責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)のため、責任期間終了後72時間以内に治療<sup>※1</sup>を開始した場合</p> <p>② 責任期間中に感染した感染症<sup>※3</sup>により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に治療<sup>※1</sup>を開始した場合</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>治療費用の額</p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、</p> <p>① 医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料<sup>(*)</sup>を含みます。)</p> <p>② 治療のために必要な通訳雇入費用、交通費</p> <p>③ 入院のため必要となった次の費用。ただし、1回の病気につき次の金額が限度となります。</p> <p>ア. 国際電話料等通信費(20万円)</p> <p>イ. 身の回り品購入費(5万円)</p> <p>④ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費<sup>(*)</sup></p> <p>⑤ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑥ 法令により公の機関により消毒を命じられた消毒費用</p> <p>(*) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。</p> <p>(注1) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)に関する治療費用は対象外となります。</p> <p>(注2) 1回の病気につき、疾病治療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)をいいます。を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの<sup>※2</sup></p> <p>⑦ 被保険者が被ったケガに起因する病気</p> <p>⑧ 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気</p> <p>⑨ 歯科疾病</p> <p>⑩ 旅行開始前に発病した病気(既往症)</p> <p>など</p>

※1、※2、※3は裏面をご確認ください。

- このチラシは「海外旅行保険」の一部の特約を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「海外旅行保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。また、詳しくは「海外旅行保険のご案内(ご契約のしおり(普通保険約款・特約))」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)  
<http://www.ms-ins.com>

●ご相談:お申込先  
 入力できます

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<b>救護者費用等補償特約</b> <b>B</b>	<b>救護者費用等補償特約</b> <b>補償重複</b>	<p>救護対象者(*1)が次のいずれかに該当し、被保険者(*2)が捜索救助費用などを負担した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①責任期間中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</li> <li>②責任期間中に被ったケガの治療*1のため、3日以上続けて入院した場合</li> <li>③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合</li> <li>④責任期間中に発病した病気のため、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療*1を開始し、かつ、その後も引き続き治療*1を受けていた場合に限り。</li> <li>⑤責任期間中に発病した病気*1のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、責任期間中に治療*1を開始していた場合に限り。</li> <li>⑥責任期間中に救護対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)中に遭難した場合</li> <li>⑦責任期間中の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</li> </ol> <p>(*1)保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。  (*2)救護者費用等補償特約における被保険者は、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族をいいます。</p> <p><b>●お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>救護者費用の額</b></p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①捜索救助費用</li> <li>②現地へ赴く交通費(救護者3名分・1往復分限度)</li> <li>③宿泊料(救護者3名分・1名につき14日分限度)</li> <li>④救護者の渡航手続費ならびに救護者または救護対象者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費(傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金でお支払いする金額は差し引きます。)。ただし、合計で20万円が限度となります。</li> <li>⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金部分でお支払いする金額は差し引きます。)</li> <li>⑥遺体処理費用。ただし、100万円が限度となります。</li> </ol> <p>(注1)保険期間を通じ救護者費用等補償金額が限度となります。  (注2)「補償対象とならない運動等」(*)を行っている間の事故については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。  (*)「海外旅行保険」パンフレットのP.11【補償対象とならない運動等】をご確認ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者(*1)または救護対象者(*2)の故意または重大な過失</li> <li>②救護対象者(*2)の闘争行為、自殺行為(*3)または犯罪行為</li> <li>③救護対象者(*2)が次のいずれかに該当する間に発生した事故</li> </ol> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</li> <li>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</li> <li>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの*2</li> <li>⑧旅行開始前、終了後に被ったケガまたは旅行開始前に発病した病気(既往症)による入院</li> <li>⑨妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病による入院</li> </ol> <p>など</p> <p>(*1)救護者費用等補償特約における被保険者は、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族をいいます。  (*2)保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。  (*3)自殺行為により死亡した場合には保険金をお支払いしません。</p>
<b>事業主費用補償特約</b> <b>A</b>	<b>事業主費用補償特約</b> <b>補償重複</b>	<p>当社が補償対象者(保険証券の「被保険者」欄に記載された方)について、傷害死亡保険金、疾病死亡保険金または傷害後遺障害保険金を支払う場合において、被保険者が臨時に葬儀費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p><b>●お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>事業主費用の額</b></p> <p>被保険者が臨時に負担した次の費用で社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</li> <li>②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救護者費用</li> <li>③事故現場の清掃費用等の復旧費用</li> <li>④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</li> <li>⑤その他傷害死亡保険金・疾病死亡保険金・傷害後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用</li> </ol> <p>(注1)事業主費用補償金額が限度となります。  (注2)被保険者が補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用により被った損害に対しては、100万円が限度となります。</p>	<p>「傷害死亡保険金」「傷害後遺障害保険金」および「疾病死亡保険金」と同じです。詳細は「海外旅行保険」パンフレットP.03～05をご確認ください。</p>
<b>緊急一時帰国費用補償特約</b> <b>(本人死亡帰国補償特約セット)</b> <b>B</b>	<b>緊急一時帰国費用補償特約</b> <b>補償重複</b>	<p>保険期間中かつ海外渡航期間中に帰国対象者が死亡したことにより、帰国対象者が帰国(*1)した場合</p> <p>(注)帰国対象者とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方をいいます。  (*)「帰国」とは、帰国対象者が死亡した日からその日を含めて30日を経過した日までに帰国するための入国手続を完了しているものをいいます。</p> <p><b>●お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>緊急一時帰国費用の額</b></p> <p>帰国対象者が帰国したことによって保険契約者、帰国対象者の法定相続人が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①死亡した帰国対象者を帰国する地へ移送するために要した遺体移送費用</li> <li>②諸雑費(国際電話料等通信費、遺体移送手続費、帰国した地以外で支出された火葬等の遺体処理費等をいいます。)</li> </ol> <p>(注1)1回の一時帰国につき、200万円が限度となります。  (注2)保険契約者、帰国対象者の法定相続人が、第三者から損害の賠償として支払いを受けた金額に対しては、保険金をお支払いしません。  (注3)保険契約者、帰国対象者の法定相続人が、企業体等の規程に基づく制度等により上記①または②の費用に対して給付を受けられる場合は、その給付を受けられる金額に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>次の費用については、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、帰国対象者または保険金受取人の故意または重大な過失による死亡により発生した費用</li> </ul> <p>など</p>

**数次海外旅行者に関する特約**

数回の旅行を1保険証券(1保険期間)で引受けすることができる特約です(生活の本拠地が日本にある方に限ります。)。なお、この特約をセットした場合「一時帰国中補償特約」は自動セットされません。

保険期間中に2回以上の海外旅行をする場合に、そのすべての海外旅行に対して、保険契約にもとづいて保険金をお支払いします。ただし、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険金をお支払いしません。

**【用語のご説明】**

※1治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  
※2医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。  
※3感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。